

はじめに

改定にあたって

県は、住宅政策のマスタープランとして「かながわ住宅基本計画（現在の神奈川県住生活基本計画）」を1987（昭和62）年に策定し、以来、5年ごとに見直しを行ってきました。前回の改定は2017（平成29）年に行っており、この計画に基づき、少子高齢化の進行や空き家の増加などへの対応に主眼を置きながら、質の高い住生活の実現のため、次の4つの視点から住宅施策を展開してきました。

これにより、高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者の重層的なセーフティネットの構築や、公営住宅の供給が進み、また、空き家対策を促進するため、市町村による空き家対策計画の策定や、空き家を利活用した地域コミュニティの再生に向けた取組などが行われています。

前回計画に基づき実施した主な施策・実績（時点はそれぞれ異なります）

① 人（県民）からの視点

- ・セーフティネット住宅の登録 約2万6千戸
- ・要配慮者居住支援法人の指定 16法人
- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録 約1万4千戸

② 住宅からの視点

- ・公営住宅の供給(募集) 約3万戸/5年間
- ・空き家対策計画の策定 23市町
- ・住宅の耐震性向上 新耐震の比率 約92%

③ まちづくりからの視点

- ・空き家活用のコミュニティ再生 モデル5地区で実施
- ・著しく危険な密集市街地の解消 約47%減
- ・令和元年台風等の災害被災者への住宅支援

④ 新しい住生活からの視点

- ・多世代居住のまちづくり 担い手養成講座等
- ・健康団地の取組 17団地で交流拠点等設置
- ・環境に配慮した住宅の普及 など

前回の改定から5年が経過し、コロナ禍を契機とした「新たな日常」に伴う住まい方の多様化や、気候変動の影響などによる自然災害の激甚化・頻発化など、社会環境が大きく変化しています。また、このような状況を受け、国が住生活基本計画（全国計画）を2021（令和3）年3月に改定し、新しい住まい方の実現や安全な住宅・住宅地の形成など、新たな住宅政策の目標を示しました。

県は、これらに的確に対応した住まいまちづくりを進めるため、県民やNPO、民間事業者、自治会、マンション管理組合、公的団体、行政などの様々な主体が、共通の目標に連携・協働して取り組む指針となるよう、本計画を改定します。

本計画に基づき、住まいまちづくりに関する施策を地域の実情に応じて総合的かつ計画的に推進することで、全ての県民がともに支えあい、安全で安心して暮らせる「いのち輝く住生活の実現」を目指します。

主な改定内容（前回計画を踏襲しつつ、主に次の施策を追加・拡充しました）

- ・新たな日常や激甚化・頻発化する自然災害等に対応した施策
- ・脱炭素社会の実現に向けた施策
- ・本県独自の視点からの、地域コミュニティの再生につながる施策